

令和3年度 第1回静岡県社会福祉審議会（全体会）会議録

日 時	令和3年7月13日（火） 午後1時20分から午後2時10分まで
場 所	グランディエールブケトーカイ4階シンフォニー（静岡市葵区紺屋町）
出席者 職・氏名	<p>○委員（五十音順・敬称略） 池谷修、石川三義、伊藤亜津子、稲葉靖子、岩瀬輝美、大石明利、小倉健太郎、加藤弘江、幸田享子、小林聖子、白井千晶、杉本正、鈴鹿和子、竹居昭子、土山雅之、土居由知、藤曲敬宏、藤本健太郎、増田樹郎、丸山拓也、三重野隆志、三輪浜子、山梨秀人、山村淳一、山本たつ子、山本真由美、吉川慶子</p> <p>○事務局 石田健康福祉部長 鈴木健康福祉部理事（医療介護連携対策・社会健康医学推進担当）、南野健康福祉部理事（少子化対策担当）、赤堀管理局長、浦田福祉長寿局長、増田障害者支援局長 ほか</p>
議 事	<p>1 協議事項 （1）委員長の選出について （2）副委員長の指名について （3）委員の属すべき専門分科会の指名について</p> <p>2 報告事項 （1）第4期静岡県地域福祉支援計画について （2）静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）について （3）第9次静岡県長寿社会保健福祉計画について （4）ヤングケアラーについて （5）ふじのくに障害者しあわせプラン（第5次静岡県障害者計画）の策定について （6）自殺の現状と県の取組について</p> <p>3 意見交換</p>
配付資料	<p><協議事項> 資料1 静岡県社会福祉審議会委員名簿 資料2 静岡県社会福祉審議会</p> <p><報告事項> 資料3 第4期静岡県地域福祉支援計画の概要 資料4 静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）の概要 資料5 第9次静岡県長寿社会保健福祉計画の概要 資料6 ヤングケアラーについて 資料7 ふじのくに障害者しあわせプラン「第5次静岡県障害者計画」の策定について 資料8 自殺の現状と県の取組について</p> <p><参考資料>（別冊） ・静岡県社会福祉審議会関係例規 ・第4期静岡県地域福祉支援計画（全文） ・静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）（概要版） ・第9次静岡県長寿社会保健福祉計画（概要版）</p>

令和3年度第1回静岡県社会福祉審議会 全体会

令和3年7月13日火曜日

【司会（鈴木地域福祉課長）】

お待たせいたしました。定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様方には御多用の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、本会議は公開で行われ審議内容の議事録は公開することとなっておりますので御承知おきください。

ただいまから、令和3年度第1回静岡県社会福祉審議会を開催いたします。

私は、本日の審議会にて全体会の司会進行を務めます健康福祉部福祉長寿局地域福祉課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第により進めさせていただきます。

開会に先立ちまして石田健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

【石田健康福祉部長】

健康福祉部長石田でございます。

本日は、御多用の中、お暑い中、静岡県社会福祉審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には日頃から本県の健康福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

また、昨年来の新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、医療や福祉の現場の皆様をはじめ、高い使命感を持って、県民の暮らしを多方面から支えていただいている委員の皆様には深く敬意を表するところでございます。

さて、本審議会は、社会福祉法に基づき本県の社会福祉全般にわたる調査、審議や、知事の諮問に対して意見を具申していただくものでございます。委員の皆様にはこのたびの改選に当たりまして御就任をお願いしたところ快くお引き受けいただき感謝申し上げます。今後3年間よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

さて、私ども健康福祉部では、「県民の幸福と安らぎを築くため安定した生活を支える健康福祉の実現」を基本理念とし地域で支え合う長寿社会づくり、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現など、7つの施策の柱の下、様々な事業を積極的に推進してまいりました。その一方で、少子高齢化の進行や地域の繋がり希薄化、そして新型コロナウイルス感染症の影響などにより、介護需要の増大や生活困窮者の増加、誹謗中傷による人権侵害など、地域の生活課題はますます多様化しています。

そうした状況を踏まえ、より効果的な施策の推進を図るため、昨年度、静岡県長寿社会保健福祉計画、静岡県地域福祉支援計画、静岡県人権施策推進計画の3つの計画を改訂いたしました。

静岡県長寿社会保健福祉計画では、地域包括ケアシステムの実現により、いつまでも安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現を目指し、また、静岡県地域福祉支援計画では、地域の交流や繋がり強化による地域共生社会の実現に向けて、静岡県人権施策推進計画では、人権尊重の意識を育み、多様性を認め合い思いやりあふれる美しいふじのくにづくりのため、それぞれ新たな方向性や対策を盛り込んだところです。

本日は、この3つの計画の概要とともに、今年度策定いたします第5次静岡県障害者計画、ふじのくに障害者しあわせプランのポイントなどを報告いたします。

県民の誰もが明るい希望を持ち、生涯を通じて健やかに幸せを実感しながら暮らすことのできるよう、委員の皆様の御意見、御提言をいただき、これからの県の施策に活かし、本県の社会福祉を更に前進させてまいりたいと考えております。

本日は皆様に忌憚ない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【司会（鈴木地域福祉課長）】

本日御出席の皆様方につきましては、本来であれば、お1人ずつ御紹介すべきところがございますが、時間の都合もございますので、お手元にある資料1、静岡県社会福祉審議会委員名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

なお、吉田委員につきましては御都合により欠席の報告をいただきました。

また、現在、会場へ出席の予定でございました喜瀬川委員、Webで出席予定でございました高倉委員がいらっしゃっていないことを報告させていただきます。

事務局である健康福祉部の職員につきましても、座席表をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは次第を御覧ください。

本日の会議でございますが初めに、50分程度で全体会を行い、その後、分科会に分かれて御意見等をいただく予定でございます。

なお、本日は、30名の委員のうち、会場への出席者18名、Webでの出席者9名に御出席いただいております。静岡県社会福祉審議会条例第4条第3項に基づき、過半数の出席によりまして、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

進行に当たりましてお願いを申し上げます。本日、Webで御参加の方に視覚障害がある方、そして会場に聴覚障害のある方と、手話通訳の方がおります。

どなたが発言しているかを明確にさせていただくよう、発言される際には、お名前を先に告げて、委員長の方名を受けてから御発言いただくようお願い申し上げます。

また、マイクをとおしての発言のみがWebで配信されますため、マイクを使用しての発言をお願いいたします。

それでは議事に移ります。

本日は、去る6月の委員の一斉改選後、初めての会議となりますので、委員長が選出されるまでの間は、私の方で議事を進行させていただきます。

まず、協議事項1、委員長の選出についてでございます。

委員長につきましては、社会福祉法第10条の規定により、委員の互選によることとなっておりますので、皆様にお諮りしたいと思っております。いかがいたしましょうか。

(挙手する委員あり)

杉本委員から御意見お願いいたします。

【杉本委員】

これまで副委員長を務めていただきました、増田委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【司会（鈴木地福祉課長）】

次に、挙手いただいた三重野委員をお願いします。

【三重野委員】

長年、副委員長を務められ、社会福祉を専門とされている増田委員にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

【司会（鈴木地福祉課長）】

ただいま杉本委員と三重野委員から、委員長は増田委員にお願いしたいという御提案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との発言あり)

御異議もないようですので、増田委員に委員長をお願いしたいと思います。

委員長が決まりましたので、これからの議事進行は増田委員長をお願いいたします。

恐れ入りますが、増田委員長には委員長席にお移り願います。

【増田委員長】

こんにちは。杉本様、三重野様、皆様、ありがとうございます。

社会福祉審議会の委員長ということで荷が重いことではございますけれども、皆様方の御理解と御協力を得つつがなく審議を行うことができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

僭越ですけれども一言だけ御挨拶をさせていただきたいと思っております。

このコロナ禍の中で、このところ災害も多く、熱海の方々の苦しみや悲しみはいかばかりかと思っております。私の知人の施設では、クラスターがあり、感染した利用者とともに、職員さんが2週間に渡って、一緒に暮らすという、こういった現場の厳しさと優しさが、そこで体現されていくような日々をメールで送ってくれました。

利用者さんたちが熱を出したとき、不安を感じたとき、その傍に行って、これを支えていく。私たちの想像に余りある厳しさではないかと思っています。ある時メールで、この状況を、支えていく言葉が何かないかというふうに言われました。とっさに、ヤスパースの言葉

を借りて「過去のとりこになってはならない。未来のとりこになってはならない。現在的であることを大切にしてください。」とそう言いました。

原因究明をするわけでもありません。対策ばかりを考えるわけでもありません。今はただ、利用者との営みを大切にしていくこと。これこそ現場に求められていることではないかと思えます。

この審議会は、そうした事業者、その家族、さらにはそれを支える人たちのため、審議する場所でございます。是非、その〈いのち〉のいとなみをしっかりと理解して、私ども審議が、そうした方々のほんの僅かでもお力になりますように、皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。長々とお話いたしましたして申し訳ありません。

それでは、これから議題に入ります。事務局がございました議事進行に従いまして、これから順次審議に入ってまいりたいと思えます。

まず、議事録作成にあたりまして、議事録署名人を指名させていただきます。

加藤委員様。三重野委員様。よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

議事録は出席された皆様方に内容を確認をしていただいた後、後日事務局から署名をお願いいたします。お手数をかけますが、よろしくお願いいたします。

次に、協議事項の2つ目であります副委員長の指名でございます。

社会福祉審議会運営要綱第2条の3によって、委員長が指名することになっております。僭越ですけれども、私から指名をさせていただきます。

副委員長には、社会保障施策に豊富な研究成果と行政経験をお持ちの藤本健太郎委員、静岡県立大学教授の藤本先生をお願いしたいと存じます。

本日は、Web参加ではないかと思えます。藤本先生よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

【藤本委員】

静岡県立大学の藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【増田委員長】

続きまして、3つ目の協議事項です。

委員の属すべき専門分科会の指名でございます。

本審議会には、障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、民生委員審査専門分科会の4つの専門分科会を置くことになっております。

このうち、民生委員審査専門分科会につきましては、他の3つの分科会と兼務をお願いをしたいと存じます。

なお、各専門分科会の委員につきましては、社会福祉審議会運営要綱第3条第2項の規定によりまして、委員長が指名することになっております。

そこで、委員長として、委員の皆様方の専門性を踏まえ、それぞれにふさわしい専門分科会の指名表を作成いたしました。今、お手元に、その指名表が配られているかと思えます。

皆様方におかれては、それぞれの専門分科会において、それぞれ御専門を活かした御発言をいただきまして、審議を滞りなく進めていただきますように、よろしく願いいたします。

なお、参考に現臨時委員の名簿を併せて配布しておりますので、御確認ください。

Webで御参加の委員の方々には、画面で御確認をいただきたいと存じます。

お手元に指名表が届きましたでしょうか。

各専門分科会の会長等の選出につきましては、社会審議会運営要綱第3条3項の規定によりまして、委員の互選によることになっております。

この全体会が終わりました後、引き続いて開催されます各専門分科会において、分科会長の選出をお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りたく存じます。

お手元の次第によりまして、まず報告事項でございますが、第4期地域福祉支援計画についてほか、全部で6件となっております。

これから、その6件を事務局から説明していただいた後、一括して、委員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

先ほど申し上げました第4期静岡県地域福祉支援計画について、2番目に、静岡県人権施策推進計画第3次改定版について、続いて第9次静岡県長寿社会保健福祉計画について、それでは事務局から説明をどうぞよろしくお願いいたします。

【浦田福祉長寿局長】

静岡県健康福祉部福祉長寿局長浦田でございます。

私の方から説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは報告事項1、第4期静岡県地域福祉支援計画につきまして御説明申し上げます。

資料5ページ。資料ナンバー3。点字資料17ページになります。

令和2年度で満了をいたしました前期の計画を受けまして、令和3年3月に第4期地域福祉支援計画を策定いたしました。

地域福祉支援計画は、本県の地域福祉施策の方向性を示す計画でございます。2、計画の概要に示しますとおり、地域の課題について、分野横断的・包括的な施策等の推進を図るとともに、広域的な見地から、各市町における地域福祉の取組を支援する計画となっております。

計画期間は、令和3年度から8年度の6年間としております。3年後に見直しを行う予定でございます。

基本理念、基本目標を掲げながら、特に地域共生社会の実現を、その方向性として、お示ししながら施策を進めていくこととしておるところでございます。

そのために、今回の改正におきましては、3、改正のポイントに示しますとおり、地域の様々な生活課題につきまして、多様な主体が連携して、地域全体で解決をする取組を盛り込んだところでございます。

計画の推進に当たりましては、4、施策の概要におきまして、3つの柱を定めております。第1の柱、共生の意識づくりでは、学校や家庭、地域等が連携をした福祉教育を推進してまいります。第2の柱、共生の地域づくりでは、住民の交流や繋がりを再構築いたしまして、地域力の強化を図ってまいり、第3の柱、福祉の基盤づくりでは、相談や参加、地域づくりに向けた支援を一体的に推進しまして、包括的な支援体制の構築を図ってまいります。

こうした取り組みによりまして、基本目標に掲げる地域共生社会の実現に努めてまいります。

続きまして、報告事項2、静岡県人権施策推進計画第3次改定版について御説明をいたします。

資料7ページ、資料ナンバー4、点字資料の25ページを御覧ください。

静岡県人権施策推進計画は、前計画が昨年度末に満了し、第3次改定版を令和3年3月に策定をしたところでございます。

県ではこの計画に沿いまして、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し多様性を認め合い、誰もが自分らしく幸せに暮らしていくことができる社会の実現を目指してまいります。

2、計画の概要につきましては、令和3年度から7年度の5年間を計画期間といたしまして、基本ビジョンを、人権尊重の美しいふじのくにづくり、県民一人ひとりに人権尊重意識が含まれた思いやりがあふれる静岡県の実現、としているところでございます。

3、計画の改定のポイントとしましては、基本理念に係る指標の変更や、人権三法と言われる、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法を踏まえました課題、そして刑を終えて出所した人や、性的指向、性自認、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷などを含めた、インターネット上での人権侵害、こうした新たな人権課題への対応などを盛り込んだところでございます。

資料にあります、「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合が50パーセント以上となりますよう、今後も人権教育、人権啓発に努めてまいります。

続きまして、報告事項3、第9次静岡県長寿社会保健福祉計画について御説明申し上げます。

資料9ページ、資料ナンバー5、点字資料の34ページをお開きください。

こちら、昨年度末に満了した、前計画の後を受けまして、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策の方向性を定めるとともに、各市町の介護保険事業計画の推進を支援するため、令和3年3月に策定をしたものでございます。

2、計画の概要につきましては、計画期間を令和3年度から5年度の3年間と定めまして、地域で支え合い健やかに安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現を理念といたしまして、現役世代が急減をします2040年を見据えながら各種施策に取り組んでまいります。

計画のポイントといたしましては、施策の大柱のほうに、地域包括ケアを支える人材の確保・育成を第6の柱として位置付けましたほか、地域共生社会への対応、介護施設などにお

ける看取り、予防と共生を理念とした認知症への対応。介護事業所におきます感染症対策などを盛り込みまして、それぞれの施策の方向性や目標、そして具体的な取り組みを定めております。

この計画は、市町の介護保険事業を支援するという側面がございますので、今後、市町の状況を把握しまして、課題については施策に反映するなど、連携を図りながら誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることができる社会づくりに取り組んでまいります。私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【増田委員長】

それでは、続きまして、ヤングケアラーについて説明をお願いします。

【南野健康福祉部理事（少子化対策担当）】

私の方からヤングケアラーについて御説明申し上げます。私は少子化対策担当理事の南野と申します。よろしくお願いいたします。

資料番号で申しますと、資料6、11ページ。点字では44ページになります。

まず初めに1の概要でございます。

厚生労働省と文部科学省は、共同でヤングケアラーに関係するプロジェクトチームを設置し、令和3年5月にその検討経緯をまとめた報告書が報告されました。

県といたしましてはこの報告書を踏まえながら、本県の対応について現在検討をしているところでございます。

3の(1) ヤングケアラーとはというところですが、対象の方をどんな状態かという定義について、国の方で、この3の(1)に定義付けしてございます。

「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響をおよぼしている18歳未満の子ども」が定義となっています。

こういった定義を踏まえた上で、3の(3)にございますとおり、国ではヤングケアラーの実態調査を行いました。

これは全国の中学校・高校の1割にあたりますけれども、そこを無作為に抽出いたしまして、学年で言いますと、2年生、人数でいうと、約17万人を対象に調査を行ったところ、回答者は約1万3,000人が回答し、その結果中学生5.7パーセント、高校生の4.1パーセントが「世話をしている家族がいる」と回答しております。

そのうち、中学生、高校生の約4割ぐらいの方が、精神的身体的なきつさなどを訴えています。

こういう実態にある中、4番目に国の先ほど申し上げましたプロジェクトチーム報告の中身でございますが、ヤングケアラーに対する社会的な認知度の低さ、それから自治体での現状把握がうまくできていない。

こんなことを踏まえまして、次のページ、12ページをお開きください。

当然介護力として子どもたちがみなされているという、こういった課題の中で、早期発見把握、支援の推進、社会的認知度向上、この3点を、今後取り組むべき施策として、報告書に示しています。

これを受けまして、県といたしましては5番目に記載してございますが、現在健康福祉部と、それから教育委員会等を含めまして検討を鋭意進めております。具体的には記載してありますとおり、実態把握調査の実施、それから普及啓発、ヤングケアラーに対する相談体制、主にこの3点について、鋭意検討を進めているところになります。私からの説明は以上となります。

【増田委員長】

では引き続きまして、ふじのくに障害者しあわせプラン、第5次障害者計画の策定について、それから6番目で自殺の現状と県の取組についてどうぞよろしくお願い致します。

【増田障害者支援局長】

障害者支援局長の増田でございます。

どうぞよろしくお願い致します。

資料13ページ、点字資料54ページを御覧ください。

報告事項5番。ふじのくに障害者しあわせプラン、第5次静岡県障害者計画の策定についてであります。

概要でございます。ふじのくに障害者しあわせプランを構成する3つの計画のうち、障害者基本法に基づく障害者計画につきましては、今年度が計画最終年度となりますことから、次期計画を策定するものでございます。

内容でございます。障害者計画は、本県の障害者施策の基本理念や、基本目標及び目標達成のための取り組みなど、施策の基本的方向性を定めるものであります。

なお、昨年度策定いたしました第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、施策目標の実現に向けた成果目標や活動指標を設定する実施計画でございます。

第5次障害者計画であります。計画期間は、本年度改正されます県の総合計画に合わせて、令和4年度から令和7年度の4年間としております。

第5次計画のポイントであります。新型コロナウイルス感染症への対応や、障害者差別解消法の改正を踏まえた、新しい生活様式における合理的配慮の提供のほか、障害のある人の重度化高齢化、あるいは親亡き後を見据えた地域生活支援体制の強化などについて新たに盛り込みたいと考えております。

今後、障害者施策推進協議会や、当事者の方々など障害福祉関係団体の皆様の御意見を伺いながら、パブリックコメントを経て、来年3月末に策定、公表する予定であります。

続きまして、資料の15ページ。点字資料の58ページを御覧ください。

報告事項6番、自殺の現状と県の取組についてであります。

まず概要になります。本県の自殺者数は、平成23年以降減少傾向にありますが、若年層につきましては、横ばいで推移しております。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う、経済状況の悪化や社会的孤立など様々な要因が影響し、全国の数字によりますと、令和2年の女性の自殺者数が増加しております。

県では、若者こころの悩み相談窓口の24時間対応や、LINE相談窓口の拡充継続により相談体制の充実を図り、第2次自殺総合対策行動計画に基づき、総合的な自殺対策に取り組んでおります。

次に自殺者の状況であります。

本県の自殺者数は減少傾向にありますが、先月公表されました令和2年の状況によりますと、583人ということで、5年ぶりに前年に比べて増加となっております。

県内の年齢別の自殺者数でございますが、5年前の平成27年と比較しますと、29歳以下は増加しており、若年層の自殺対策が大きな課題となっております。

一方、40代50代は、自殺者数が減少しておりますが、依然として他の年代に比べますと、人数が多くなっており、この世代を対象とした対策に取り組む必要があると考えております。

次に、今年度の自殺対策の取組について御紹介いたします。

若年層対策として、24時間365日いつでも電話相談できる若者こころの相談窓口の設置、あるいは「自殺したい」等のキーワードをインターネット等で検索しますと、県の相談窓口を案内するICTを活用した相談窓口の周知などに取り組んでおります。

また、10代を中心に若者の利用が多いLINE相談につきましては、従来は自殺リスクが高まる夏休み明けの期間等を中心に実施しておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用不安や外出自粛などにより、不安や悩みが増大し、自殺者が増加する恐れがありましたことから、昨年度6月から、LINE相談を毎日実施することとし、今年度もこの拡充した相談体制を維持しております。

また、周りで悩んでいる人に気づき、声をかけて話を聞き、必要な支援機関に繋げ見守るゲートキーパーの養成にも取り組んでおります。

先週末に開催されました施策レビューにおきましても、県民評価者の皆様には、このゲートキーパーに大変な関心を寄せていただきました。

大学生からは、県民すべてがゲートキーパーを目指して欲しいという心強い御意見をいただいたところでございます。

自殺の原因背景は様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健福祉の視点だけでなく、社会的経済的な視点を含む包括的な取組みが必要となります。

今後も県では市町及び関係機関、県民の皆様と連携し、社会全体で総合的に自殺対策に取り組んでまいります。私からの説明は以上です。

【増田委員長】

以上、6つの項目について報告いただきました。それぞれ現状について多くの問題提起をしていると思います。

私に与えられている時間、実はもう十数分しかございません。

それでもこの間たくさんの御意見をいただきまして、今後の施策に反映できればと思っております。いかがでしょうか。6つの報告、いずれでも結構です。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

【手話通訳（小倉委員）】

静岡県聴覚障害者協会の小倉と申します。私はろう者ですので、手話通訳を介して意見を述べさせていただきます。

【増田委員長】

小倉委員、よろしければ座ったままで結構です。

【手話通訳（小倉委員）】

ありがとうございます。

第4期静岡県地域福祉支援計画について、2021年1月にパブリックコメントの募集がありそちらに出させていただいたところ、50ページになりますが、静岡県手話言語条例に触れていただいて載せていただきありがとうございます。また、ユニバーサルデザインのところで、言語に手話を含めていただきました。

また、56ページ一番上の丸の部分で、外国人を含め、災害時の情報伝達というところの多言語に、手話を含むということを入れていただきたいということでお願いし、入れていただきました。

先日の熱海での土石流で被害に遭われた方々にはお悔やみを申し上げます。その時、知事臨時会見がありました。最初は手話通訳をつけられなかったようですね、被災地にはろう者の方が暮らしてしまっていて、情報を知りたいという声もあがっていました。災害のような急を要する場合、やはり情報を得るには手話通訳の方が必要です。ありがとうございます。

【増田委員長】

県と情報交換をしていただきまして、そういう御提案が計画に盛り込まれたとのことですが、このことについてどうでしょうか。

【浦田福祉長寿局長】

私どももこうした計画を作る場合においては、先ほどお話いただきましたようにパブリックコメントなどを通じて、実際に広く皆様の意見をいただいているところです。

そうした中で、いただいた意見は、結構施策として、こうってはなんです但我々行政の頭だけではわからない部分があります。

今回計画にうまく御意見が反映できたよい事例ではないかなと感じております。計画に載せた以上、これをしっかりと実現をしていくように、今後また取り組みをしていきたいと思っております。ありがとうございました。

【増田委員長】

その他、Webで御参加の委員さんはありませんか。

三重野委員、お名前を言ってからお願いします。

【三重野委員】

はい、三重野です。

資料4、7ページの人権施策推進計画の今回の計画で、指標を人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県ということで、この指標を50パーセント以上としている。では今は何パーセントなのかなと資料を見たところ、令和2年度は48.2パーセント。この差は2パーセントです。

令和7年度の指標はもっと上を目指して、70%とか、目標としてはもっと上でもいいのではないかなと思いますので、48.2%ですから。増やして欲しい、という気持ちがあります。

【増田委員長】

目標ですから、もっと積極的に上を目指していいのではないかとということです。気持ちは私も同じですが、どうでしょうか。

【浦田福祉長寿局長】

誠にありがとうございます。

おっしゃるとおりでございますけれども、なかなか人の意識の問題というのは非常に難しいところでございます。

おそらく皆様方も様々な経験等の中で、よくその辺は御理解いただけるかなと思うのですが、このパーセンテージを上げることの重要性は、我々も非常に考えるところでございまして、当然ながら、この数字だけで言いますと、目標としては、現状に近い数字なのではないかということは確かに感じるところでありますが、これを上げることがどれだけ大変かという認識の中で、目標は控えめに、我々としてはこの数字を当然ながら50パーセント以上を目指してやっていくということで、先ほど述べましたとおり、計画はある程度期間が設定されております。

そうした中で、状況が上向いた時には更にその指標を作り変えていくということも考えられることだと思いますので、そうした形で対応を検討していきたいと思います。

【増田委員長】

三重野委員の発言には、目標指標が上限にならないようにという、その思いがあったと思います。

時間的にはあと1、2名ぐらいただろうと思うのですが、Web参加の皆様、あるいは会場の皆様、いかがでしょうか。

【白井委員】

静岡大学の白井と申します。

せっかくのこの場ですので、簡単に3点ほどお伺いしたいことがあるのですがすべてに答えていただかなくても大丈夫です。

この場というのが、福祉の総合的な場であるということで、お伺いしたいと思います。

従来、例えば障害、高齢者、子ども、家庭と、分野別に分かれているところで、これらを横断していくような施策を県がどのように考えていくかということについてお伺いしたいと思います。

私の勝手なイメージですけれども、障害、高齢者、子ども、家庭と、分野別、年代別に分かれているものをどうやって、地域で包括的に見ていくか、考えていくかということが今後5年10年、問われているところかと思います。

例えば、在宅、地域ということと言いますと、介護保険システムのような、とてもいいシステムが、子どもの福祉などにも使えないかというふうに思っています。

地域コーディネーターによる要支援度合い、あるいは要支援内容に合わせて、在宅サービスを展開していくという形。

それが地域包括のような形で、障害、高齢者、子ども、家庭を問わず、地域全体で、要支援内容、要支援度合いを考えて、社会資源を共有していくというような、方向もあろうかと思えます。

あるいは、施設ということであると、全国的には富山型デイケアが多機能ということによって著名なわけですけれども。静岡県においても、ふじのくに型福祉サービスということによって展開をしていって、多機能であるということ、世代を超えて障害の内容を超えて、施設のあり方やデイケアのあり方について、今後どう考えていくのかということ。

私は冒頭に在宅支援のこと申し上げましたけれども、これはその施設ケアに、予防と言いますか、施設ケアは最小限にしていく。両方にも繋がって、例えばこの在宅と、施設というのは両輪であろうと思えます。

もう1点、国で現在取り組まれているのが、権利擁護です。権利擁護はパートナーリズミックな言い方なので、私自身はアドボカシーという言葉を使いたいと思っていますが、当事者の声を聞く意見表明権ということが、国会でも取り上げられているところで、それは子どもの声を聞くだけではなく、障害のある方、高齢者、中でも当事者の声を聞いて進めということについても、障害、高齢者、子ども、家庭と、分野を問わず、求められていることかと思えます。

まとめますと、障害、高齢者、子ども、家庭と分野別にせず、在宅支援、施設、それから当事者の声を聞くという点において、県が、今後どのような施策を展開していくかということに大変注目しておりますので、何かコメントいただければと思いました。よろしく願いいたします。

【増田委員長】

包括的あるいは重層的、かつ分野を超えた一つの施策を打っていく。これが一つの流れだと思えますが、これを実現していくとすると縦割りの中で厳しいだろうと思えますが、いかがでしょうか。

【浦田福祉長寿局長】

はい、ありがとうございます。

大変貴重な御意見をいただいたと感じております。

我々も、ともすれば行政の縦割りという言葉が象徴しますように、この福祉分野におきましてもそれは例外ではないというのが実際のところでございます。

そうした中において、分野に分かれているものを何とか横串を通せないかということは、確かに我々も考えていないわけではございません。

今日お手元に、地域福祉支援計画の冊子を配っておりますが、その中に、今お話いただいたところが、70ページから71ページに掲載されており、委員から先ほど御紹介いただいた、ふじのくに型福祉サービスの推進につきましては、71ページのところに掲載をさせていただいています。

次の72ページにおきましても、福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援。生活支援コーディネーター等を活用しながら、これは医療も含めた話ですが、こういったものを進めながら、福祉の充実というところも考えているところでございます。

例えば、介護保険に関する施設について、ある一定の条件が整っているところに関しては、障害者の利用ができるということも、実際に進められるところでございます。そうした施設系のサービス以外にも、もう少し総合的なところで言いますと、70ページのほうにも、各福祉分野の包括的な支援施策の推進を考えているところでございます。

冒頭、御説明させていただきましたが、地域の皆様を総合的に支援していくということに関してまず申し上げますと、その包括的な相談支援体制というのを、これから各分野分け隔てなく、どんな相談もまずは受けて、そしてその具体的な支援を様々な機関が協働しながら進めていくということについては、大きな目標として、この計画を盛り込んでいるところでございます。

なかなかこれまで分野別に進めてきたものを、一体的に進めていけるかということに関しては、まだ手探りな部分もありますが、まずはそうした形も整えながら、県として皆様方の御意見を賜りながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

【増田委員長】

今の説明の中でありましたけれども包括的かつ総合的っていうのは、実は地域福祉支援計画そのものなのです。今回の地域計画支援計画は、従来の計画と全く趣を異にしています。

社協が行っている活動計画とも共通するものがあります。

そうした中でどう私どもが、市民とともに課題を共有していくのか。

この辺の意識というのもまた大きなテーマになっていると思います。

SDGsについても書かれていますが、スローガンではなく具体的な施策としてどう組み込んでいくのかということのもまた御質問の趣旨に重なってくるものと思います。

さて、与えられた時間が概ね過ぎております。

このあと、専門分科会がございまして、この全体会は、時間を超えることができません。

皆様、大変申し訳ありませんが、この時点でこれまでとさせていただきたいと思っております。

本日は、御協力をくださいませ誠にありがとうございました。

また、御意見があったことからも配慮していただきながら、積極的に施策を展開していただきたいと存じます。

ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

【司会（鈴木地域福祉課長）】

増田委員長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第1回静岡県社会福祉審議会全体会を閉会いたします。